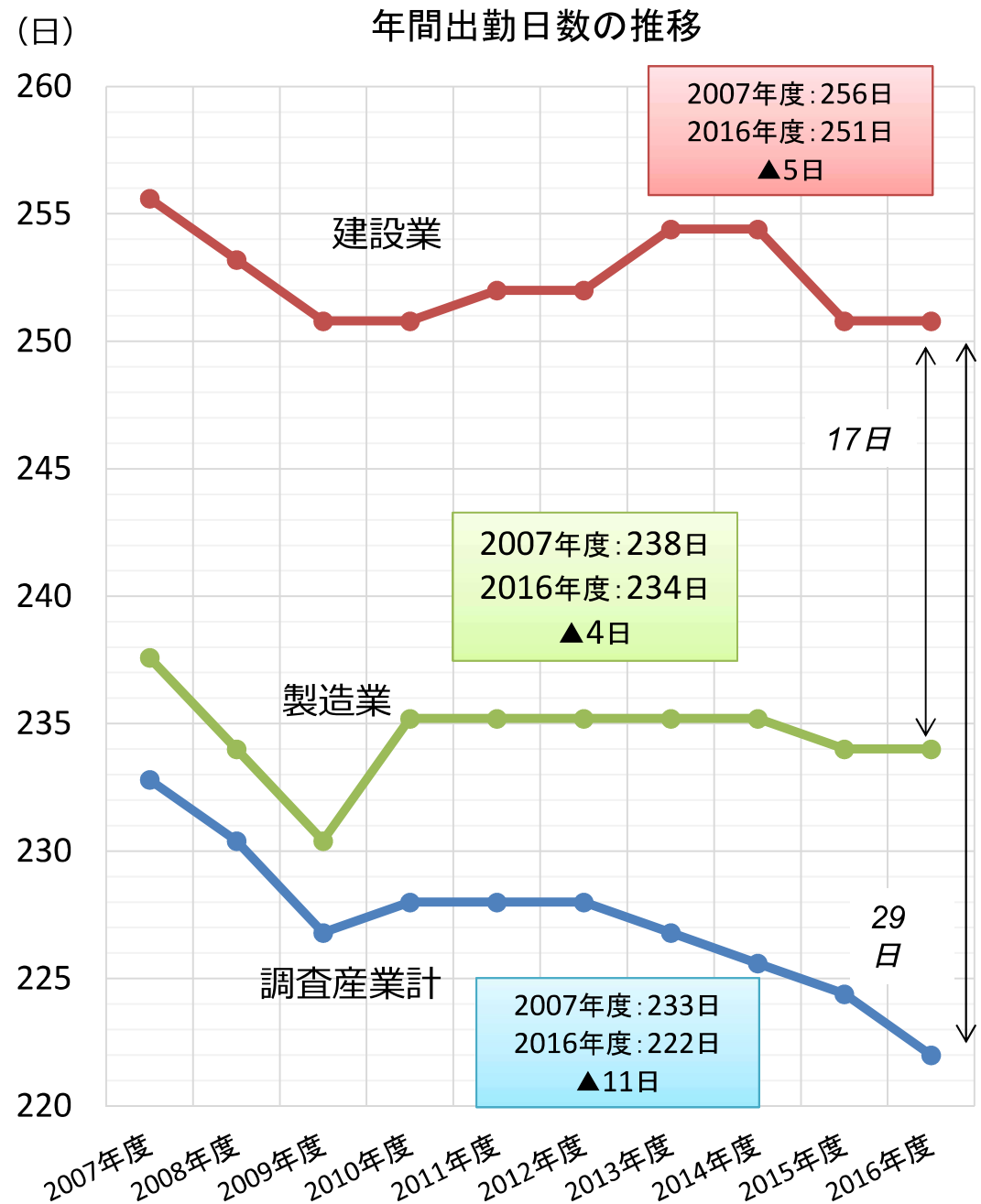
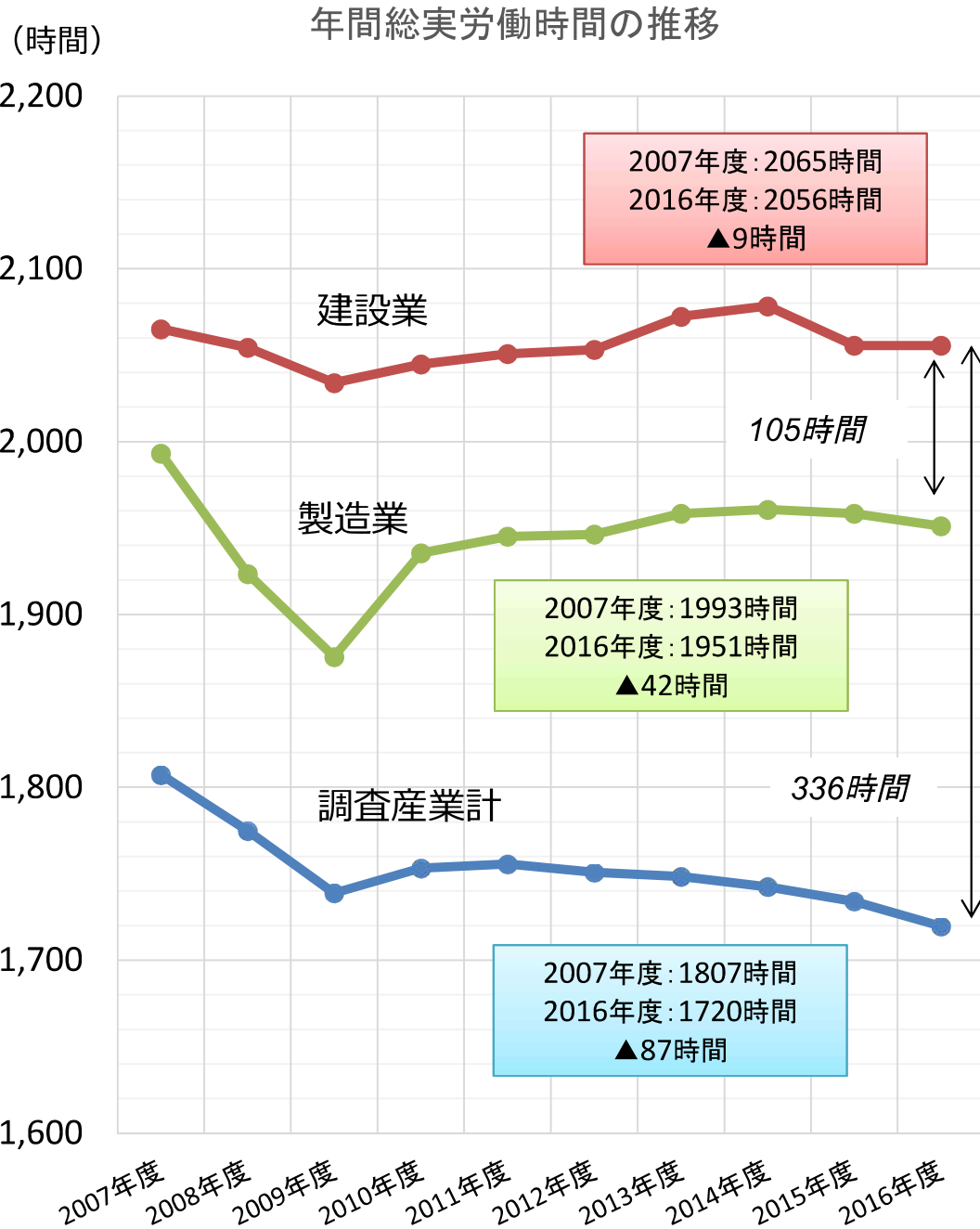


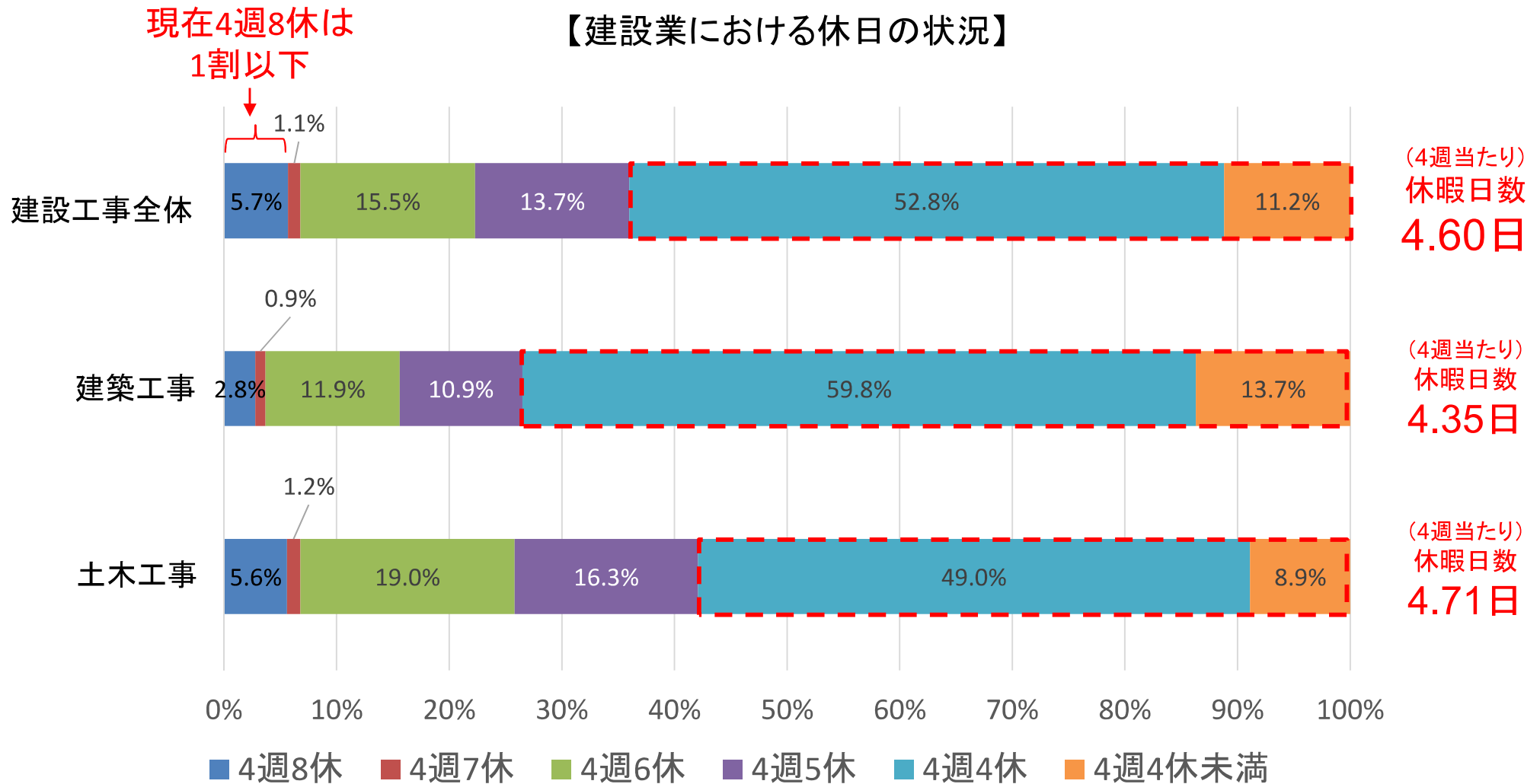
# 建設業の働き方改革について (報告)

---

# 実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）



○ 建設工事全体では、約65%が4週4休以下で就業している状況。



※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。  
出典：日建協「2015時短アンケート」を基に作成

- 本日は、骨子案をもとに、実行計画のとりまとめについて議論を行った。
- 時間外労働の上限規制について、先日(13日)、経団連と連合が歴史的な労使合意を行ったのを受け、本日、政労使として提案を行った。榊原会長には、もう一段の調整をお願いし、上限をひと月100時間「未満」で了解いただいた。この方針で、計画の取りまとめを行いたい。
- 時間外労働時間の限度は、あくまで、月45時間、かつ、年360時間が原則であり、労使は、上限までの協定締結を回避する努力を図ることで合意した。政府としても、これを支援するため、労働基準法を改正し、指針を定め、100時間未満に至らずとも、助言・指導を行う制度を整備する。
- 残る重要な課題として、長年、時間外労働規制の大臣告示の適用除外とされてきた自動車の運転業務、建設事業の取扱いがある。本日も、石井国交大臣に調整状況を報告いただいた。  
業界の担い手を確保するためにも、長年の慣行を破り、猶予期間を設けたうえで、かつ、実態に即した形で、時間外労働規制を適用する方向としたい。  
石井大臣には、引き続き調整に努めていただくとともに、荷主、施主の協力を含めて、全政府的なバックアップが必要となるので、関係大臣、産業界の全面的な協力をお願いしたい。
- 高市総務大臣や有識者委員の皆さんからも、貴重なご意見を頂戴した。可能な限り、実行計画に反映したい。引き続き、よろしくお願ひしたい。

# 建設業における時間外労働規制の見直し

## 見直しの方向性

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
原則	<p>《労働基準法で法定》</p> <p>(1) 1日8時間・1週間40時間</p> <p>(2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</p> <p>(3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)</p>	<p>《同左》</p>
↓ 36協定の 限度	<p>《厚生労働大臣告示：強制力なし》</p> <p>(1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間</p> <p>・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項)</p> <p>(2) ・<u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u></p>	<p>《労働基準法改正により法定：罰則付き》</p> <p>(1) ・原則、月45時間 かつ 年360時間</p> <p>・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定</p> <p>① 年720時間(月平均60時間)</p> <p>② <u>年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u></p> <p>a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む)</p> <p>b. 単月100時間未満(休日出勤を含む)</p> <p>c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限</p> <p>(2) 建設業の取り扱い</p> <p>・施行後5年間 現行制度を適用</p> <p>・<u>施行後5年以降 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、上記(1)②a.b.は適用しない</u>(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。</p> <p><small>※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合は対象とならない</small></p>

## 「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組 ※3月28日働き方改革実現会議決定

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

## 【建設業】

(現行の適用除外等の取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

## 開催趣旨

- 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するため、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。



← 平成29年6月29日  
第1回連絡会議

## 構成員

議長：野上 浩太郎 内閣官房副長官  
 議長代理：末松 信介 国土交通副大臣  
 副議長：古谷 一之 内閣官房副長官補（内政）  
 構成員：内閣府政策統括官（経済財政運営担当）  
 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長  
 総務省自治行政局長  
 財務省主計局次長  
 文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
 厚生労働省大臣官房総括審議官  
 厚生労働省労働基準局長  
 農林水産省大臣官房総括審議官  
 経済産業省大臣官房技術総括審議官  
 国土交通省大臣官房長  
 国土交通省大臣官房技術審議官  
 国土交通省大臣官房官庁営繕部長  
 国土交通省土地・建設産業局長  
 防衛省大臣官房施設監  
 事務局：内閣官房(国土交通省・厚生労働省協力)

## 今後の取組の方向性

1. 適正な工期設定・施工時期の平準化
  - ・週休2日を前提とした適正な工期設定による工事の発注や施工時期の平準化を推進
2. 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保
  - ・適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減に繋がらないよう、社会保険の法定福利費等を含んだ適正な請負代金による契約を徹底
3. 生産性向上
  - ・ICTの積極的な活用や書類の簡素化を推進
4. ガイドラインの策定・周知
  - ・1. ～ 3. の内容を盛り込んだ「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定
5. 不適正な工期への対応の強化
  - ・受注者による工期ダンピングや発注者による短工期の強要を防ぐための取組について検討
6. フォローアップ

## スケジュール

- 7月 主要な民間発注団体、建設業団体及び労働組合が参画する「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置
- 8月 第2回関係省庁連絡会議  
（ガイドラインの策定などの具体的な取組について議論）

※その後も随時開催（進捗状況のフォローアップなど）